

草津市産業振興条例（案）の解説

（目的）

第1条 この条例は、本市の産業振興に関する基本理念を定め、産業振興に関わる者の役割を明確にすることにより、近畿圏と中部圏の結節点として交通網が充実し、人・物・情報の交流が盛んである本市の立地特性を生かした産業振興の施策を総合的に推進し、本市経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

解説

◇この条例は、産業の振興に関わる者の役割を示し、目指す方向性の統一を図るとともに、最終的な成果として「本市経済の発展および市民生活の向上」を図ることを目的として規定し、それにより地域社会の持続的な発展を目指すものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行う個人および法人をいう。
- (2) 産業振興団体 商工観光関連団体その他の本市産業の振興に資する活動を行う団体をいう。
- (3) 金融機関 事業者と取引を行う銀行、信用金庫、信用組合、その他の金融機関および信用保証協会をいう。
- (4) 教育研究機関 大学その他の教育機関または本市産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または市内で活動する者をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (7) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項の小規模企業者に該当する事業者をいう。

解説

◇本条例で使用した用語のうち、その意味を明確にしておく必要があるものについて説明したものです。

（第1号 事業者）

本条例の主体となる者で、市内で事業活動を行う者を指します。市では事業者の規模

および業種に関わらず、社会課題などに対して事業者として同じ役割を担っていただき、同じ方向を向いて、ともに産業振興を担っていただきたいことから、市内で事業活動を行う小規模企業者、中小企業者および大企業者を「事業者」と位置づけ、条例の主体としています。中でも、本市における中小企業者および小規模企業者は、全国同様に企業全体に占める割合が9割以上で地域に密着した存在であり、産業の振興において特に重要な役割を果たしています。

(第2号 産業振興団体)

商工会議所、観光物産協会、産業支援プラザなど、市内外を問わず事業者の支援や本市産業の振興に資する活動を行う団体を指します。

(第3号 金融機関)

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合等の預貯金取扱い金融機関および信用保証協会であり、市内外を問わず、事業者と取引がある機関を指します。

(第4号 教育研究機関)

小学校、中学校、高等学校および大学等の教育研究機関だけではなく、市内外を問わず本市産業の振興に資する研究を行う機関を指します。

(第5号 市民)

市内に居住する者だけではなく、市内に通勤・通学する者や市内で活動する者を指します。

(第6号 中小企業者)

第1号で定める事業者のうち、中小企業者の定義をしています。

(第7号 小規模企業者)

第1号で定める事業者のうち、小規模企業者の定義をしています。

なお、中小企業基本法では、中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を次の表のように規定しています。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、 運輸業その他の業 種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(基本理念)

第3条 産業振興は、古くから交通の要衝として発展を続け、多様な人・物・情報の交流により幅広く産業が発展してきた本市の特性に鑑み、地域資源を最大限に活用することにより新たな価値を創出し、持続可能な未来を創造していくため、事業者自らの創意工夫および自助努力を基本とし、産業振興に関わる者がそれぞれの役割を果たしながら、相互の密な連携および協働のもとで推進されるものとする。

解説

◇本市は、JR 東海道本線や JR 草津線、名神高速道路、新名神高速道路、国道1号、大津湖南幹線、山手幹線など主要な交通網が充実しており、古くから交通の要衝として様々なものが交わり、幅広く産業が発展してきた背景があることから、この特性を生かして、社会課題の解決につながるような新たな価値を創出していくことで、健幸都市やゼロカーボンシティ等を実現し、持続可能な未来を目指すことを述べています。

また、事業者自らの創意工夫および自助努力を基本とし、その上で産業振興に関わる者がそれぞれの役割を理解し、互いの特性を生かしながら、協働のもとで推進するということを産業の振興における基本的な考え方として規定します。

(産業振興計画の策定)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、産業振興計画を策定するものとする。

解説

◇市は、条例に基づき、産業振興の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、条例に掲げる目的を達成するため、中長期的な産業振興計画を策定することについて規定します。また、農業振興に関しては、別に農業振興計画を策定し、農業の成長やまちの発展を目指すこととしているため、産業振興計画では「農業」は対象分野には含めないものの、6次産業化や農商工連携などの領域は、対象分野とします。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自らの事業の創造、発展および安定ならびに経営の強化に努めるとともに、雇用の創出および人材の育成に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する一員として、自らの事業活動と市民生活との調和を図りながら、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

解説

- ◇基本理念に規定されているとおり、産業の振興は、事業者自らの創意工夫および自助努力を基本として、**事業の創造**や経営基盤（資金・設備・技術）の強化を図るとともに、雇用の創出や人材の育成（自社の従業員の育成、技術の伝承、福利厚生の実施等）を行っていただきたいことを規定します。
- ◇事業者も地域社会を構成する一員として、市民生活との調和を図りながら、地域社会の発展に貢献していただきたいことを規定します。

（産業振興団体の役割）

- 第6条 産業振興団体は、事業者の経営相談および有用な情報の提供を行うことにより、事業者の事業活動および創業を支援するよう努めるものとする。
- 2 産業振興団体は、産業振興を目的とした事業の実施および市が実施する産業振興の施策への協力を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

解説

- ◇産業振興団体が有するノウハウや経験をもとに行う経営相談や情報提供を通じて、事業者の事業活動や創業を支援していただきたいことを規定します。
- ◇自ら産業振興に係る事業を実施していただくとともに、市が行う産業振興の施策に協力していただくことで、地域社会の発展に貢献していただきたいことを規定します。

（金融機関の役割）

- 第7条 金融機関は、事業者の資金需要に対する適切かつ円滑な資金の供給および経営支援を行うよう努めるものとする。
- 2 金融機関は、自らの事業活動およびまちづくりに関する活動を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

解説

- ◇金融機関は、市内経済に精通し、事業者と関わりが深く、情報が蓄積しており、事業者の経営課題を良く理解されています。このことから、その解決への取組を先導する役割を期待し、資金供給や経営相談などを通じて、事業者が経営基盤の強化や経営の革新に取り組むことができるよう支援を行い、成長を促していただきたいことを規定します。
- ◇金融機関が有する知見やネットワークを活かしながら、本市を活性化させていくため

のまちづくり活動等に努めていただきたいことを規定します。

(教育研究機関の役割)

第8条 教育研究機関は、産業振興を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 教育研究機関は、研究成果等の普及および活用を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

解説

◇教育研究機関が優れた人材を育成し、社会に輩出することで、事業者に対しても優秀な人材を供給することにつながるため、人材育成に協力していただきたいことを規定します。

◇教育研究機関が研究成果等を社会に還元することで、事業者が新商品や新技術の開発などに活用し、新たな市場の創出につながるなど、事業活動の活性化が期待できるため、研究成果の普及等を通じて地域社会の発展に貢献していただきたいことを規定します。

(市民の役割)

第9条 市民は、自らの消費行動等が本市経済の発展に貢献することを理解するとともに、事業者による事業活動が地域社会の持続的な発展に貢献していることを認識し、産業振興に協力するよう努めるものとする。

解説

◇買い物等の消費やサービスの利用に代表される市内での様々な行動が、域内における経済循環を高め、経済を活性化させることや、地域社会の発展には事業者の役割が重要であることに対する市民の理解が深まることは、地域社会のさらなる発展につながるため、産業の振興に協力していただきたいことを規定します。

「協力するよう努めるものとする」とは、市民に対して協力を義務付けるものではなく、意識啓発として、あくまでも自発的な協力を期待するものです。

(市の役割)

第10条 市は、第3条に定める基本理念および第4条に定める産業振興計画に基づき、産業振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、産業振興の施策を実施するため、必要な体制の整備を行うものとする。

3 市は、産業振興の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、国、県等との連携を図るとともに、産業振興に関わる者の相互の連携および協働を促進するものとする。

5 市は、産業振興の施策を実施するに当たっては、本市経済の発展に重要な役割を果たす中小企業者および小規模企業者の振興に積極的に取り組むものとする。

解説

◇市が産業振興計画等に基づき、総合的かつ計画的に産業振興に関する施策を展開することを明らかにしています。

◇産業振興施策推進のために必要な体制を整備することとしています。

◇産業振興施策推進のための財政支出の努力義務について規定します。施策の実効性の担保には財政的な裏付けが必要であり、厳しい財政状況下であっても、施策の優先度と効果を十分検討した上で、予算の確保と効率的な執行に努めるべきものとなります。

◇市は、国、県、他の地方自治体との連携を図るとともに、産業振興に関わる各主体が単独で取り組むよりも大きな成果が期待できる連携や協働を促進することとしています。

◇市は、中小企業者および小規模企業者が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、その振興に積極的に取り組むこととしています。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

解説

◇本条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることを規定します。